

# 第2回山梨県特別支援教育振興審議会

日 時 平成22年7月12日（月）

場 所 県議会議事堂 地下会議場

山 梨 県 教 育 委 員 会

# 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方について

(2) 特別支援学校寄宿舎の今後の在り方について

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

## 議題 1 軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方について

**課題** 特別支援教育の本格実施以降、その対象者は年々増加しており、中でも知的障害教育の対象者の増加が著しく、知的障害特別支援学校では障害の多様化に対応した教育が求められている。

また、軽度の知的障害生徒が増加している高等部にあつては、将来の就労を視野に、自立と社会参加を支援する必要が生じており、職業教育の充実等、新たな教育課程の実施が求められている。

### 1 高等部在籍生徒の増加と実態

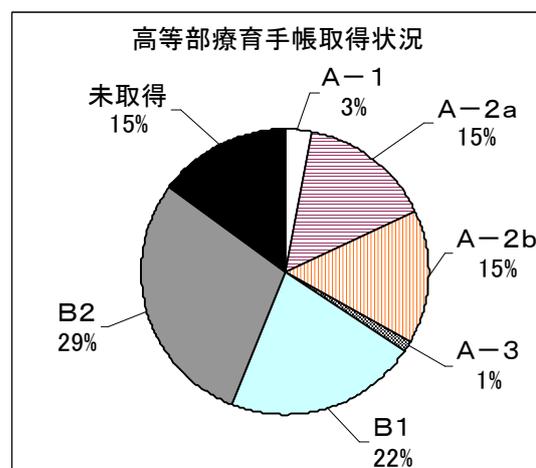
知的障害特別支援学校の在籍者数は、672人（153学級）と過去最大。

そのうち、高等部在籍生徒数は309人で、知的障害特別支援学校在籍者の46%を占めている。

また、高等部在籍生徒のうち、軽度の知的障害生徒の割合は約44%、中度を含めた割合は約66%となっている。

① 知的障害特別支援学校高等部に在籍している生徒の実態を療育手帳の取得状況からみると、中・軽度のB1及びB2取得者が51%と半数を占めている。また、未取得者は、中学校からの入学者が多く、未取得者を含めた割合は約66%となっている。

② 知的障害特別支援学校高等部の生徒の中には、高機能自閉症など発達障害の診断を受けている者、情緒不安定や自閉的傾向を示す者などが多数在籍しており、障害実態は多様化している。なお、軽度の知的障害生徒の特徴的な様子は、次のとおりである。

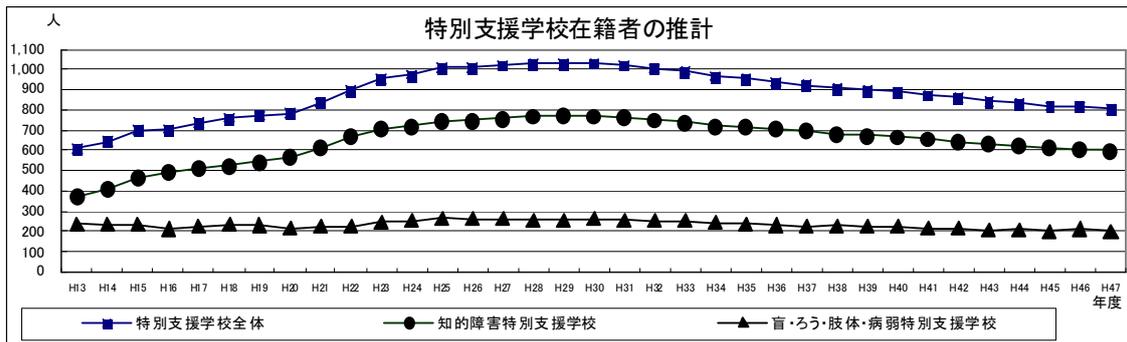


- ・言語習得の遅れは軽度で、平易な言語の理解、表現は可能である。
- ・平易な日常生活（会話、食事、排泄、清潔の保持、携帯電話やパソコンの初歩的な操作など）は可能で、家庭内や慣れた場所での生活はほぼ自立している。
- ・学業上は、中学校段階の教育内容に困難さを示している。
- ・抽象的概念の理解が困難で、複雑・突発的な事象への対応に困難さを示している。
- ・健康状態は良好で、活動的な場合が多く、そのために社会的な問題や人間関係上のトラブル等を起こしている。
- ・これまでの中学校における経験から、自信不足、不登校傾向など、二次的障害を示している。

## 2 知的障害特別支援学校在籍者数の将来推計

軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方の検討に当たり、知的障害特別支援学校在籍者数の将来にわたる状況について、平成22年度の在籍者数、過去3年間の増加率を基に将来推計を行った。

- ・在籍者の増加傾向は、今後10年程度継続する。
- ・増加のピークは、平成30年頃で約770人。(平成22年度より約100人増)
- ・現状ベースに戻るのは、平成45年頃。



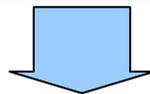
## 3 知的障害特別支援学校高等部の指導状況

知的障害特別支援学校における軽度の知的障害生徒の増加により、各学校は、実態に応じた学習グループの編成や指導内容の構成、指導方法の改善等が求められており、教育課程編成上の工夫や実態に応じた指導に取り組んでいる。

特に、軽度の知的障害生徒の増加が著しいわかば支援学校及びかえで支援学校においては、平成21年度から、軽度の知的障害生徒を対象とした類型方式による教育課程の編成・実施に取り組んでいる。

わかば支援学校及びかえで支援学校における類型の試行

- ・教育課程を2つの類型で編成し、「働くことの大切さや社会生活に関する基礎的知識技能を高める」ことを目指したコースと、「日常生活の指導を丁寧に行い、情緒の安定を目指して集団生活への適応能力を養う」ことを目指したコースを実施している。
- ・指導体制は、校内運用により対応している。



ある程度の成果は期待できるが、指導体制、指導内容、学習環境等の面から改善が必要

- ・校内運用での対応のため、指導体制上、中・重度の生徒に対する指導との関係から十分な指導が行き届かない。
- ・職業教育について、担当の教員や指導教室が不足しており、訓練や指導に当たる教員の専門性も向上させる必要がある。

#### 4 知的障害特別支援学校における進路状況

各特別支援学校では、就労に向けて、学年や実態に応じて段階的に現場実習、職場見学、進路ガイダンス、進路学習等を実施するとともに、高等部及び進路指導部が連携し、生徒の実態、進路希望等に応じた指導を行っている。

高等部卒業生の増加に伴い、就職者は増加しているものの、就職率は16%程度と依然として低い水準にある。

高等部卒業生の進路状況 (H20・21)			
	就職者	職業開発訓練校進学者	福祉施設等利用者
H20:	7人 (8.9%)	5人 (6.4%)	66人 (84.6%)
H21:	13人 (16.5%)	4人 (5.0%)	61人 (78.5%)

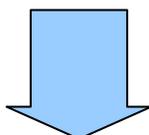


軽度の知的障害生徒の社会自立に向けて支援を充実させるため、高等部の教育課程の改善と進路指導の充実、就労支援機関との連携が重要になっている。

#### 5 知的障害者の就労に求められる資質等

知的障害者の就労に必要とされる資質等について、就労支援機関及び特別支援学校卒業生の雇用先から意見を聴取した。

- ① 就労支援機関から
  - ・対人関係のマナー（注意を受ける態度と謝罪、反省態度、善悪の判断と対処）
  - ・危険回避能力（休憩時間の過ごし方、危険箇所の回避、就業手順等の理解、労災防止の注意力）
  - ・適正な自己評価力（注意を受けた場合等の受け止め）
- ② 雇用先から
  - ・障害をある程度認識した上で、就職したいという強い気持ち。
  - ・何事にも前向きで積極的な姿勢。
  - ・やってもらうとか、指示を待つのではなく、自己決定し行動できる力。
  - ・あいさつや報告、現場の人と日常的に関われる力。
  - ・指示を理解し、それに従って作業することができる程度の基礎学力。
  - ・家庭等の安定した生活基盤。



学校教育に求められているのは、勤労意欲の醸成、生活習慣の確立及び対人能力や社会性、基礎的な学力・作業能力（集中力、持続力、体力など）の育成である。また、就労に当たっては、家族の理解・支援が重要であることから、家庭におけるサポート体制を構築できるよう、家族等に対する支援、指導も必要である。

## 6 全国の状況

知的障害特別支援学校在籍者の増加は全国的な課題であり、各自治体は、教室不足の解消や施設整備、増加する軽度の知的障害生徒に対応した高等部の教育課程の改善に取り組んでいる。

知的障害特別支援学校高等部の設置状況

(平成21年度全国特別支援学校実態調査等から抜粋)

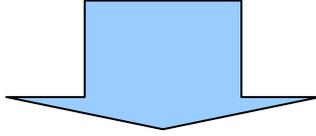
	学校数	高等部単独設置校				専門学科設置		普通科の類型
		合計 (分教室除く)	本校	分校	分教室	単独校	単独校以外	
学校数計	644	78	66	12	27	36	25	27
都道府県数計	47	26	24	6	6	16	10	15

平成21年度全国特別支援学校実態調査等によると、高等部単独設置の78校(26都道府県)中本校は66校、分校は12校設置されており、そのうち36校(16都道府県)に専門学科が設置されている。また、単独校以外の専門学科設置は25校(10府県)で、専門学科の設置は、61校となっている。一方、普通科の類型実施は27校(15都道府県)で実施している。なお、いずれにも対応していない県が10県あり、本県もこれに含まれる。

軽度の知的障害生徒に対する職業教育を充実させるため、全国的に専門学科の設置が進んでおり、高等部単独校を設置する形態が多くなっている。

## 7 「専門学科」と「普通科の類型」の特徴

専門学科	普通科の類型
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立高等学校の職業学科と同様に学則等により定められ、「工業科」「農業科」「流通・サービス科」等がある。</li> <li>・ 専門教科に関する科目の履修について、3年間で3,150単位時間の内875単位時間を下らないこととされ、職業教育の特徴が明確。</li> <li>・ 対象生徒の教育的ニーズが集約され、教育目標が焦点化しやすい。</li> <li>・ 生徒や保護者に卒業後の進路希望があることから進路指導がスムーズであるが、就労に向け、就労支援に関わる様々な関係機関との連携が必要となる。</li> <li>・ 定数法上の措置(設置学科数×2)がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の実態や進路等に応じ、就労や生活自立を目指すグループ別の教育課程を編成する。</li> <li>・ 教育課程の編成は、生徒個々に応じたカリキュラムが基本。</li> <li>・ 個々の生徒の障害程度への対応により自立と社会参加を支援し、障害の程度に応じた幅広い進路指導を行う。</li> <li>・ 進路指導において、福祉就労を含めた幅広い対応が必要。</li> </ul>



軽度の知的障害生徒の高等部教育について、将来の就労を視野に、自立と社会参加を支援する視点から職業教育を充実させるため、本県においても新たな教育課程の実施が必要と考えるが、いかがか。

## 議題2 特別支援学校寄宿舎の今後の在り方について

**課題** 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて生活指導の充実等が求められているため、軽度の知的障害に対応した高等部教育の充実に併せて、寄宿舎を活用した指導について検討する必要がある。  
また、全泊の利用者数が減少している本県の寄宿舎の運営方法等の在り方についても、併せて検討する必要がある。

### 1 軽度の知的障害に対応した寄宿舎における指導について

#### (1) 寄宿舎の設置状況

特別支援学校の寄宿舎については、学校教育法第78条により、「特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、これを設けないことができる。」と規定されている。

寄宿舎は、特別支援学校の通学区域が広域となることから通学保障を目的として設置されてきた経緯があるが、現在では、公共交通機関の発達や特別支援学校の適正配置等により、新設の特別支援学校に寄宿舎が設置される割合は減少傾向にある。

全国の知的障害特別支援学校で寄宿舎を設置している学校は、平成22年5月現在、644校中133校(20.7%)となっている。

#### (2) 軽度の知的障害への対応

高等部単独設置校(本校)においては、66校中32校(48.4%)、専門学科設置校では、61校中30校(49.1%)に寄宿舎が設置されており、寄宿舎の設置率は、知的障害特別支援学校全体の設置率に比べて高くなっている。

これらの学校の多くは、軽度の知的障害生徒の職業自立や社会自立を目指して、高等部における生活指導を充実させるため、寄宿舎の機能を活用している。

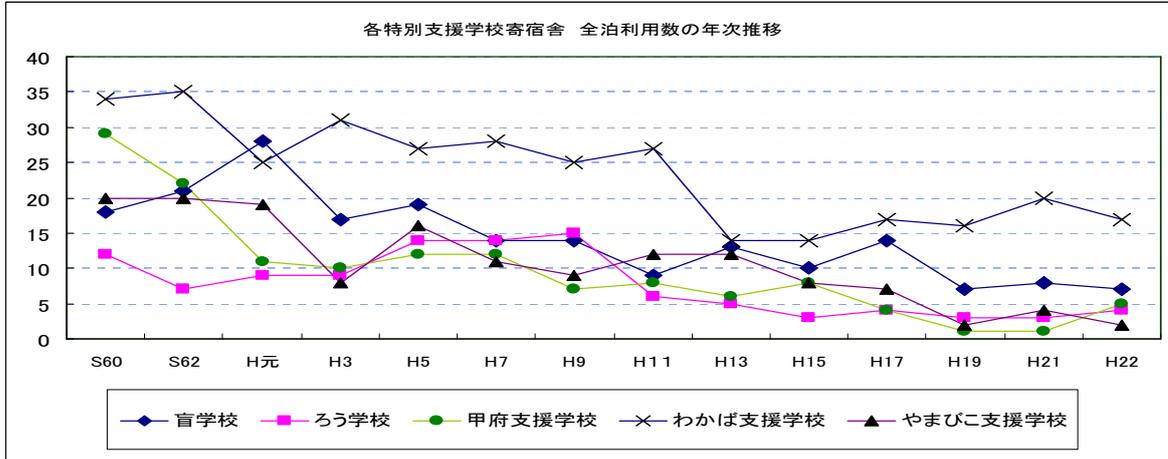
これらの学校の中には、学部全体や一部学年を全寮制としている学校もあり、高等部における「産業現場等における実習」において寄宿舎を利用して通勤を行っているケースや、一定期間の宿泊訓練などを行っているケースも見られる。

## 2 本県の寄宿舍の運営方法等について

### (1) 特別支援学校寄宿舍の現状

寄宿舍の全泊利用数の年次推移を概観すると、利用数は年々減少しており、通学保障としての役割は小さくなっている。

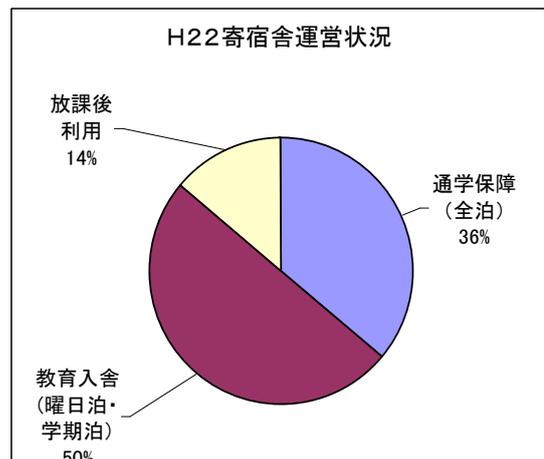
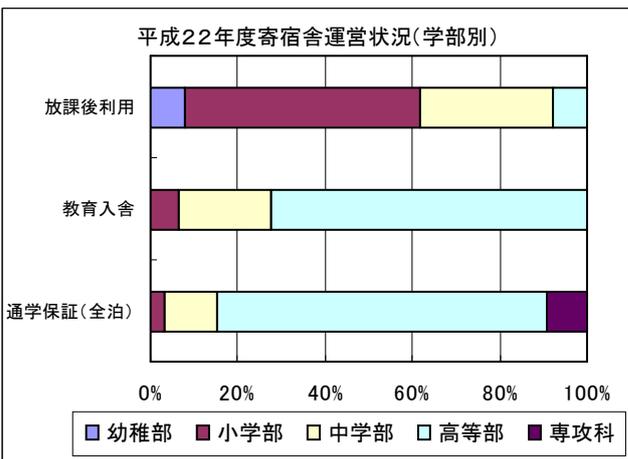
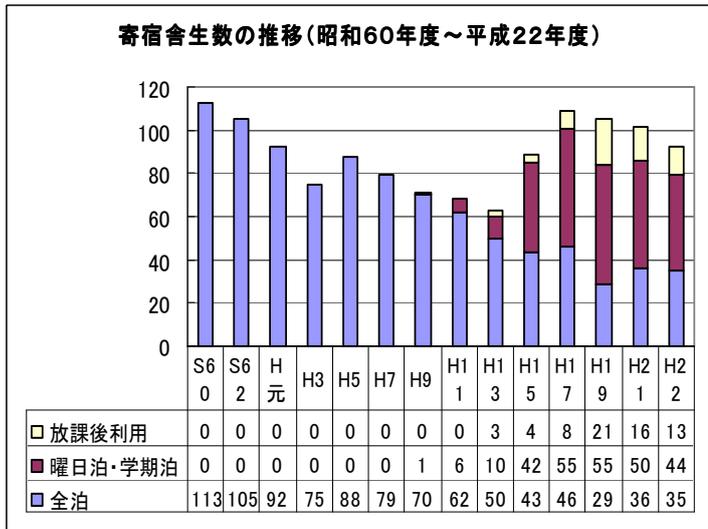
昭和60年以降、全泊者は各学校とも漸減しており、平成15年度以降は曜日泊・学期泊の利用数が増加している。

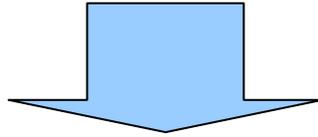


平成22年度の利用者の状況は、通学保障による全泊が全体の1/3程度、教育入舎が半数となっている。また、全泊利用者の7割が高等部生徒の利用となっている。

全泊利用者の障害の実態は、療育手帳の取得状況から、B1及びB2の中・軽度の者が58%で、A-2aの最重度の者は10%程度となっている。

各寄宿舍では、障害に応じた生活自立を育む観点から、宿泊形態を工夫し、曜日を決めての宿泊、学期単位での入舎などに取り組んでいる。また、障害により依存心が克服できない状況等もあることから、母子分離を図り精神的な自立を促すため、小学部生を中心に放課後等の短時間利用も行っている。





## 寄宿舎の今後の在り方

基本的には、通学困難な児童生徒の通学保障の役割を今後も果たす必要があると考える。その上で、

- ①高等部等における障害のある生徒の自立や社会参加に向けて、「生活自立を支援する寄宿舎」としての役割を担う必要があると考えるが、いかがか。
- ②全泊者が減少している寄宿舎については、その機能の有効活用を図るため、次のような方策に取り組む必要があると考えるが、いかがか。
  - ・職業自立を促すため、「産業現場等における実習」とタイアップした生活訓練の実施
  - ・生活能力の育成を図るため、体験的な生活訓練の実施
  - ・寄宿舎未設置校の生徒に利用機会を提供するため、地域エリアの寄宿舎としての活用